

特例一時金^{※1}の受取はお済みですか？



対象者

農 協

漁 協

森林組合

経済連

土地改良区

共済連

等にお勤めだった方^{※2}

条 件

- 1 平成14年3月31日以前に農林年金の組合員期間が1年以上ある方
(昭和12年4月1日以前生まれの方を除く)
- 2 過去に農林年金の年金・一時金の請求をしていない方^{※3} ^{※4}

案内書類が届いていない方
住所登録がないとお支払いできません。
まずは住所登録を

住所登録センター

☎ 0120-199-155

受付時間:9時~17時(土・日・祝日を除く)

✉ kanrichosyu@norin-nenkin.or.jp

左記条件に当てはまる
未請求の方

一時金受付センター

☎ 0120-148-400

受付時間:9時~17時(土・日・祝日を除く)



※1.厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律(平成30年5月25日)に基づき支給する特例一時金。

※2.対象団体は農協(農業協同組合、経済連、共済連、信連、厚生連、全農、全共連等)、農林中金、漁協、森林組合、農業共済、土地改良区、農業会議、農業信用基金協会などにお勤めだった方。

※3.昭和54年12月31日以前の退職時に退職一時金を一部受給した方等の返還を要する方を除く。

※4.公的年金制度の加入期間によって一時金をお支払いできない場合があります。



農林年金

農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合

東京都台東区秋葉原2-3

<https://www.norin-nenkin.or.jp/>

詳しくは「農林年金」で検索! 農林年金 🔍 検索



ツイッター @norin_nenkinで検索



※ 広告内の対象者・対象団体は千葉県内の団体を想定しています。